

中川事務所新聞

第80号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【セーフティ共済が改正されます】

国が行っている中小企業倒産防止共済の内容が改正されます。その概要は、

- ①貸付を受けられる場面として、弁護士の介入を伴う私的整理が追加されます。(従来は法的整理)
- ②掛金総額の上限が320万円⇒800万円に、貸付限度額が3200万円⇒8000万円にそれぞれ拡大されます。



この制度は掛金が全額経費として認められるなど、非常に良くできた制度です。一度じっくりと制度の内容をご覧ください。

【改正労働基準法のポイント】

今年4月より改正されています。

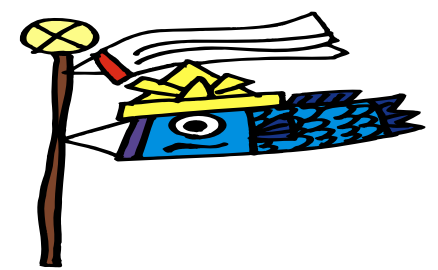
- ①時間外割増賃金率の引き上げ
1ヶ月に60時間を越える残業には50%以上の割増しが必要です。ただし、中小企業については3年間は猶予されます。
- ②有給休暇の時間単位取得
労使協定の締結を前提に、年に5日分を限度として時間単位での有給休暇取得が可能になります。

なお、雇用保険制度において

も非正規労働者への適用範囲拡大や料率の引き上げなどがすでに実施されているので、事務手続きに漏れが無いか確認する必要があります。

【5月の事務予定】

- ・5月決算法人期末実地棚卸
- ・2月決算建設業決算変更届
- ・3月決算法人確定申告&納税
- ・9月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険年度更新の準備
- ・春季定期健康診断
- ・世界禁煙デー(5/31)



知ってお得！？法律雑学

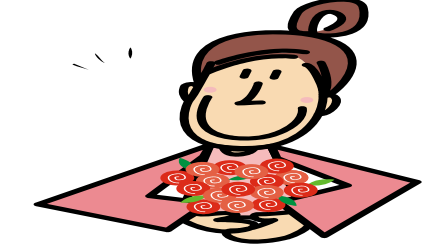
Q. 商品納入先が代金を払ってくれないまま倒産しそうです。回収する方法はないですか？

A. 自分が売った商品から他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利を動産売買の先取特権といいます。商品が納入先にまだあるのか、すでに売り払われているのか

によって手続きが分かれますが、前者の場合、競売の申し立てについて納入先の協力を得るか、自分で権利の証明をする文書を提出して行います。

代金を払ってくれないような相手が競売の協力をしてくれないとは通常考えられないので、自分の権利は自分で守らなければなりません。その際

効果を発揮するのが受領印のある納品受領書(いわゆる判取り)です。いざという時のためにも、日常の商取引では手間を惜しまずきっちりやりたいものです。

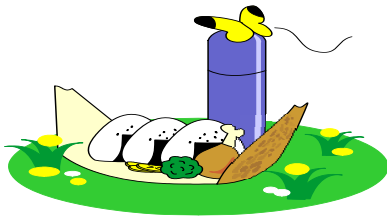


経営談義

【経営戦略の構造】

遊休資産の処理や借入金の組み換えなど、B/Sの改善で一息ついたら、本丸であるP/Lの改善に着手しなければなりません。P/Lの改善とは、利益を獲得するという企業としては極めて当たり前の目標です。利益を出し続けなければ企業が生き延びることが出来ないのはいうまでもありません。そして、その前提となるのが経営戦略の策定と実行です。

経営戦略の策定には基本的なパターンがあり、多かれ少



なけれ経営者の頭の中には、その一部は存在するものです。今回はその全体構造を明らかにしますが、日常の中で各自がどのレベルで考えているかは自覚する必要があります。

【1】 全体戦略の策定
(BCGのPPM、マトリックス)

- ・ 自社が活動の本拠地とするべき事業領域を決める。
- ・ 限りある経営資源をどのように配分するかを決める。
- ・ 自社の成長の姿を描く。

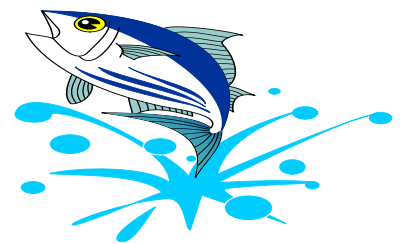
【2】 事業戦略の策定
(3C、SWOT)

・ 具体的に何をすべきかを決める前に、しっかりと現状分析を行う。その内容は、

- ① 市場分析
- 1. マクロ環境分析

- (PEST)
- 2. 業界環境分析 (5Fs)
- 3. 顧客分析 (顧客構造マトリックス)
- ② 競合分析
- ③ 自社分析

上記の内容は上から下へと構造をなしています。つまり、優先順位を表しています。項目だけ羅列しただけでは何のことか分からないので、中小企業で具体的にすべきことは何かを順次解説していきます。



四月から高校生になった長女の生活パターンが一変し、0時間目の授業のために朝が早くなりました。小学生の次女も七時には登校しています。早起きは生活の基本なので、何よりも喜ばしいことです。

今年の連休は大山から天橋立までの日本海沿岸を一泊で旅行しました。各地で大渋滞があったようですが、幸い二日間ともスムーズに通り返ることが出来ました。事前にルートをプランニングしたことが功を奏したようです。

あじなわ

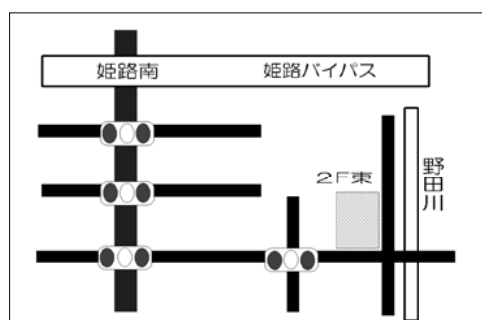
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp